

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月7日
【会社名】	日本梱包運輸倉庫株式会社
【英訳名】	NIPPON KONPO UNYU SOKO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 黒岩正勝
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町6番17号
【電話番号】	03(3541)5331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 佐野恭行
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町6番17号
【電話番号】	03(3541)5331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 佐野恭行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 199,881,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	112,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成26年2月7日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	112,800株	199,881,600	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	112,800株	199,881,600	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,772	-	100株	平成26年2月24日(月)	-	平成26年2月24日(月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 当社は、自己株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、自己株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われなないこととなります。
- 4 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日本梱包運輸倉庫株式会社 総務部	東京都中央区明石町6番17号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋本石町一丁目3番2号

**3【株式の引受け】**

該当事項はありません。

**4【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
199,881,600	500,000	199,381,600

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用(内訳は印刷会社費用及び取引所費用)の概算額であります。

**(2)【手取金の使途】**

本自己株式処分により調達する資金については、平成26年2月24日以降、運送業務用車両の燃料費等、運転資金に全額充当することを予定しております。

なお、支出までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要

名称	平田機工株式会社
本店の所在地	東京都品川区戸越三丁目9番20号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第62期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日) 平成25年6月27日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第63期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日) 平成25年8月13日 関東財務局長に提出 第63期第2四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日) 平成25年11月13日 関東財務局長に提出

## (2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社は当該会社の普通株式272,400株(持株比率2.53%)を保有しております。
人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当該会社製品の輸出・梱包・保管業務を受託

(注) 提出者と割当予定先との関係は、平成25年12月31日現在のものです。

## (3) 割当予定先の選定理由

当社は、本自己株式処分により、割当予定先との関係強化を図ることが業績の拡大につながると考えられることから、当社グループの中長期的な成長及び企業価値の向上に資すると考えられるため、平田機工株式会社を本自己株式処分の割当予定先としたものです。

## (4) 割り当てようとする株式の数

割当予定株式数である自己株式 112,800株

## (5) 株券等の保有方針

割当予定先からは、本自己株式処分により割り当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向であることを口頭で確認しております。

当社は、割当予定先に対して、本自己株式処分の期日(平成26年2月24日)から2年間について、割当自己株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

## (6) 払込みに要する資金等の状況

平田機工株式会社の直近の第62期有価証券報告書(平成25年6月27日提出)の連結財務諸表に記載の現金及び預金の額(5,351百万円)及び第63期第2四半期報告書(平成25年11月13日提出)の四半期連結財務諸表に記載の現金及び預金の額(7,374百万円)により、同社が本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有していることを認識しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、本自己株式処分の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

## (7) 割当予定先の実態

割当予定先は、従来からの取引関係等により当社が認識している情報において、社会的信用力は十分であると考えており、また割当予定先は、東京証券取引所ジャスダック市場に上場しており、同社が東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、同社が「コンプライアンス憲章」を制定し、その「基本理念」及び「行動規範」の一つとして、反社会的勢力との絶縁を掲げておりますと宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホーム

ページにて公表しておりますので、同社及び同社役員又は主要株主が特定団体等ではなく、特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

なお、当社は、割当予定先へのヒアリングにより、割当予定先、当該割当予定先の役員が反社会的勢力及びその他特定団体等とも一切関係を有しないことを確認しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議の前10営業日間(平成26年1月24日から平成26年2月6日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均である1,772円(円未満切捨て)といたしました。

直前10営業日間の当社株式の終値の平均値を採用した理由は、過去1年間の当社株価は上昇傾向にあることから、平均値算出の対象期間が長い程処分価額が安くなり、他の株主の不利になること、処分価額算出における恣意性を排除するために前日の終値とすると、日毎の株価変動のリスクを割当先に負わせることになることから、一般に平均値算出に使われる最小期間である直前1ヶ月間の平均と前日の終値の間を取り、直前10営業日間の平均といたしました。

なお、当該処分価額(1,772円)については、取締役会決議日の前営業日(平成26年2月6日)の終値1,665円との乖離率6.43%、直前1ヶ月間(平成26年1月7日から平成26年2月6日まで)における当社株式の終値の平均株価1,850円(円未満切捨て)との乖離率-4.22%となっており、これらの数値と比較しても、割当予定先に対し特に有利な処分価額には該当しないものと当社取締役会として判断しております。

また、当社は、上記処分価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、当社監査役全員(4名、うち社外監査役3名)から、取締役会における上記算定根拠による処分価額及び払込金額の決定は、当社株式の価値を表わす客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する方針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を得ております。

### (2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の処分数量112,800株は、当社発行済株式総数70,239,892株に対して0.16%(平成25年9月30日時点の総議決権数695,945個に対する割合は0.16%)に相当し、株式の希薄化が生じることとなりますが、流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本自己株式処分により、平田機工株式会社との関係強化を図ることが業績の拡大につながると考えられることから、本自己株式処分は当社の企業価値向上に資するものと考えております。従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー)サブ アカウ ント アメリカン クライアント	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	10,210	14.67%	10,210	14.65%
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社	東京都中央区晴海一丁 目 8 番11号	6,570	9.44%	6,570	9.43%
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペン ション ファンズ	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	3,594	5.17%	3,594	5.16%
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁 目 1 番 1 号	2,449	3.52%	2,449	3.51%
黒 岩 恒 雄	茨城県古河市	2,224	3.20%	2,224	3.19%
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関 三丁目 7 番 3 号	2,006	2.88%	2,006	2.88%
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社	東京都港区南浜松町二 丁目11番 3 号	1,765	2.54%	1,765	2.53%
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井六 丁目26番 1 号	1,692	2.43%	1,692	2.43%
日本生命保険相互株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目 6 番 6 号	1,572	2.26%	1,572	2.26%
日野自動車株式会社	東京都日野市日野台三 丁目 1 番地 1	1,494	2.15%	1,492	2.14%
計		33,580	48.25%	33,580	48.17%

(注) 1 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の総議決権数に、本  
自己株式処分(処分株式数112,800株)により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。

3 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後481,175株となります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

## 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

## 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

## 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第72期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第73期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第73期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月11日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年2月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載された事項を除き本有価証券届出書提出日（平成26年2月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [事業等のリスク]

当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

##### (1) 法的規制等について

当社グループの営む事業について、運送事業の一部（貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業）につきましては、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」や「生活環境確保条例」等の規制を受けております。

これらの法規制等への対応については、車両の代替及び排出ガス低減装置の取付けを効果的、効率的に行うことによりコストへの影響を最小限にとどめております。

しかしながら、今後規制の内容の変更等が生じた場合、更なるコストの発生が考えられます。

##### (2) 燃料価格の高騰について

世界的な燃料需要の増加や為替相場が円安になったことなどを背景に、燃料価格高騰の長期化が危惧され、当社グループの主要事業である運送事業において、営業車両の燃料コストの上昇により収益を圧迫することが考えられます。

##### (3) 重大事故の発生可能性について

当社グループにおきましては、順法精神に則り社会的責任を最優先に営業活動を行っておりますが、万一重大な交通事故等が発生してしまった場合には、社会的及び顧客の信用が低下するとともに、事業所の営業停止、事業許可の取り消し等の行政処分を受ける可能性があります。

その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。



### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本梱包運輸倉庫株式会社 本店  
(東京都中央区明石町6番17号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

#### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。